

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	麻生区内の市立小学校
職 位	教諭
年 齢	4 2 歳
性 別	男性
処 分 内 容	戒告
処 分 理 由	<p>令和 8 年 5 月、児童に個別指導を行った際、大声で不適切な発言による威圧的な指導を行うとともに、児童に接触し 1 週間の加療を要する負傷を負わせる体罰を行った。</p> <p>また、児童が痛みを訴えた後も指導を継続し、負傷状況の確認や養護教諭への引継ぎ、管理職への速やかな報告を行わなかったほか、保護者への当初説明においても事実関係を十分に説明していなかった。</p> <p>このことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為で、公務に対する信用を失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行である。</p> <p>よって、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により処分するものである。</p>
処分発令日	令和 8 年 1 0 月 3 0 日
処 分 者	川崎市教育委員会

問合せ先
川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課 佐久間
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 8 8 3 内線 5 0 5 0 8